

ぽっぽの森保育園 安全計画

◎安全点検

(1) 施設・設備・園外環境（散歩コースや緊急避難先等）の安全点検

	安全点検の方法	留意事項
保育室内	各クラス担任が随時確認する。	
園庭	早番担当職員が開園時に毎朝、園庭チェック表を使用して安全点検を実施する。	朝礼時に園庭チェック表を再確認し、記入漏れ等が無いかチェックする。
散歩先	日常的には下見等を行わない。 年度当初に各クラスに散歩先とルートの確認を行う。 職員が通勤途中に把握した危険ポイントはラウンド時に聞き取り、該当クラスに共有する。	安全マップを使用する。

(2) マニュアルや手順、注意事項書の策定・共有

分野	見直し（再点検）予定時期	管理担当者
痙攣対応マニュアル	毎年3月	五十嵐規子
嘔吐時の対応		五十嵐規子
散歩時の安全マップ		太田圭一
こうつう安全対策マニュアル		大和有志
防災マニュアル		柳澤智佳子

※散歩時の安全マップは新園舎移転ご一か月後を目途に策定する。

◎児童・保護者に対する安全指導等

(1) 児童への安全指導（保育所の生活における安全、災害や事故発生時の対応、交通安全等）

- ・園舎内の危険箇所を各年齢にあわせ指導する。
- ・園外活動時における道路渡り方や現地での注意事項を年齢や場所ごとに指導する。
- ・散歩先に消防署や交番を組み込み、興味関心を持つように促す。
- ・秋に幼児クラスを中心に手洗いチェッカーを用い、手洗い指導を行う。

(2) 保護者への説明・共有

- ・安全計画を各家庭に配布するとともに園内に掲示する。
- ・登降園時の安全や休日における安全確保について、随時園だよりや保健便り、給食だよりで伝えていく。
- ・災害時の引渡し方法や情報伝達について確認(9月1日防災訓練)

◎訓練・研修

(1) 訓練のテーマ・取組 毎月必ず避難と消火を訓練すること!!!

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
避難訓練等 ※1	火災	火災	火災	火災	地震+火災	火災
その他※2				大雨洪水		町田市防災訓練
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
避難訓練等 ※1	地震+園庭火災	火災	火災	火災	火災	地震+火災
その他※2					不審者訓練	

※1 「避難訓練等」・・・設備運営基準第6条第2項の規定に基づき毎月1回以上実施する避難及び消火に対する訓練

※2 「その他」・・・「避難訓練等」以外の119番通報、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）、不審者対応、送迎バスにおける見落とし防止等

(2) 訓練の参加予定者（全員参加を除く。）

訓練内容	参加予定者
町田市防災訓練	当日出勤している職員、および児童。訓練参加可能な保護者。

(3) 職員への研修・講習

- AED の使い方研修(10 月)
- 安全計画の周知徹底(5 月)
- エピペンの使用方法(預かる場合随時)

◎再発防止策の徹底（ヒヤリ・ハット事例の収集・分析及び対策とその共有の方法等）

ヒヤリハットは必ず運営企画会議で検討し、再発防止策と重要度を判断する。重要度別のその後の共有方法は以下の通り。

重要度 A 職員会議で共有

重要度 B 各セクションの会議で共有

重要度 C 運営企画会議での共有

◎その他の安全確保に向けた取組（地域住民や地域の関係者と連携した取組、登降園管理システムを活用した安全管理等）

- 登録者以外が園内に入れないように園内入口の門扉は顔認証システムを導入する。
- 事務室が園外に向いているため、配達等の対応を園内に入らずに行い、部外者をできる限り園内に入れないようにする。
- 未登園者には必ず電話連絡を入れ、所在の確認を行う。ただし
- 管理者による毎朝のラウンドで以下の点を確認する。
登園人数、散歩先、アレルギー除去食の有無、未登園の児童
- 保護者会主催のお散歩会に職員が同行し、保護者に散歩先の紹介や危険箇所を周知する。